

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに派遣社員として入社し、派遣先であるC会社（以下「会社」という。）において水産加工員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、会社工場内の通路で滑って転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は受傷当日、D整形外科を受診し、「頸椎捻挫、右肩打撲傷、左足関節内側靭帯損傷」の傷病名にて療養継続していたが、その後同年〇月〇日、E病院に転医し「左足関節捻挫、頸椎症、左前距腓靭帯損傷、左踵腓靭帯損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、残存する障害に左足関節の機能障害が含まれていない旨主張するので、以下検討する。

(1) 請求人は、障害認定時の自訴において、「12歳ぐらいの頃に、事故でケガをして、左足が内側に曲がっていた。」旨述べており、左足関節に基礎疾患があったことは明らかである。

(2) この点、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び診療録において、要旨、「詳細は不明であるが、〇歳ごろの左足外傷歴あり。」、「〇歳時に、左足手術歴あり、先天性のものではなく、外傷性のものだったらしい。持参X Pにより、もともと左足脱臼していた可能性大。左足脱臼後、捻挫」と記載している。

(3) また、G医師は平成〇年〇月〇日付け療養実地調査復命書において、要旨、「脱臼と変形性足関節症は受傷前から存在していたことに間違いない。」と述べ、監督署長は、同復命書において、「局医意見やカルテ、画像から受傷前から脱臼と変形性足関節症があることは明らかである。平成〇年〇月〇日をもって症状固定となった以降の基礎疾患の治療は、労災による増悪の回復のために必要とは認められない。」と決定している。

(4) 以上のとおり、両医師ともに、請求人の左足関節については既往症として上記基礎疾患があったとの所見で一致しており、当審査会としても、決定書に説示のとおり、請求人の左足関節の障害について、本件災害の発生時にはすでに内側変形により脱臼をしていたとするのが妥当であり、左足関節の機能障害を

本件災害による障害として評価することはできないものと判断する。

- (5) なお、請求人は左足関節の人工骨頭置換による機能障害を主張しているが、CT画像を見ても人工骨頭置換に係る手術が行われていないことは明らかであり、当審査会としては、症状固定後に基礎疾患である左足脱臼及び変形性関節症の治療のために行われた「左足関節固定術」によって可動域制限が認められたとしても、これを障害の対象とすることはできないものと判断する。
- (6) また、左足関節の疼痛について、F医師及びG医師の上記診断書等の医学的所見に鑑みると、請求人には左足関節捻挫及び左足関節内側靭帯損傷による歩行時の神経症状が認められ、当審査会としても、平成〇年〇月〇日付けG医師の意見書を採用し、請求人に残存する疼痛の程度については、障害等級第14級の9「局所に疼痛を残すもの」と判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。